

報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 9 月 27 日

石垣市長 中 山 義 隆

1 事故名

市道の管理瑕疵に起因する事故

2 相手方

石垣市字

3 事故発生年月日

令和 6 年 5 月 21 日

4 事故発生場所

石垣市字大川 749 番地先

5 事故の概要

市が管理する市道バンナ線大川 749 番地先（旧八重山病院西縦通り）を走行中の相手方が運転するバイク車両の前輪が、道路破損箇所接触到相手方が転倒、負傷した。

当該事故を受け、現場確認及び謝罪を行い、相手方と示談が成立したため、市は相手方に損害賠償金として、519,765 円を支払うものである。

6 損害賠償額

519,765 円